

議案参考資料

[令和2年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当
諸税担当
土地担当
家屋担当

議案名

報告第1号 専決処分(桐生市市税条例等の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和2年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

- 1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、以下の改正を行います。
 - (1) 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に土地又は家屋を所有している者(相続人等)の申告を制度化します。
 - (2) 使用者を所有者とみなす制度を拡大します。
- 2 法律が改正されたことにより生じた適用条項のずれの修正及び文言整理を行います。
(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要から地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)が令和2年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。